

○大野城太宰府環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年9月24日
規則第2号

大野城太宰府環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第1号)の全部を改正する。

大野城太宰府環境施設組合職員の勤務時間、休暇等については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づき当該職員を派遣した団体の一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。